

# 公共施設の里親になりませんか？

## アダプトプログラム制度

◆照会先

建設総務課

☎23-7279  
FAX23-7746

市民の皆さんが身近な公共施設（道路や河川など）をあたかも養子のように見立て、子を育む親のやさしい心を持って、預かった公共施設の清掃・美化活動を継続的に進める「アダプトプログラム」活動の輪が広がっています。

市は、市民協働を促進する立場からアダプトプログラム制度を設け、積極的に公共施設の維持を委ねています。

自治会、老人クラブ、商店街、企業などの団体のみならず、少人数グループによる活動も可能です。制度への参加を希望される方はご連絡ください。

### ◆参加（里親）の要件

▽市内に在住、在勤または在学の方（ただし、未成年のみの団体は不可）

▽市内に事業所または事務所を有する法人

▽市長が特に必要と認めた方または団体

### ◆活動の要件

▽公共施設の一定区域をボランティアにより清掃・美化活動できること

▽1年以上活動を継続できること

### ◆委ねる公共施設

▽市が管理する道路（農道、林道を含む）

▽市が管理する河川（用水路、排水路を含む）

### ◆活動内容

▽散乱ごみの収集、除草

▽樹木・草花の生育管理

▽その他公益的な活動

### ◆活動に対する市の支援

▽清掃用具などの貸与、ごみ袋、燃料などの支給（市予算の範囲内）

▽アダプト・サイン（看板）の貸与

※5人以上で活動する場合

▽腕章の貸与



# ご存じですか？

## 高額療養資金貸付制度

◆申込・照会先

福祉政策課

☎23-7735  
FAX23-7748

### 高額療養資金貸付制度とは…

国民健康保険、各種社会保険または介護保険に加入している方が、病院での医療費や介護サービス費の支払いが困難な時に、高額療養費などの支給を受けるまでの間、支払いのための資金の一部を無利子で借り入れることができる制度です。

### ◆貸付制度を利用できる方

※次のすべての要件を備えていることが必要です。

①申請時において、引き続き6カ月以上市内に住所があること

②高額療養費または高額介護サービス費の適用を受けることができること

③生活に困窮し、医療費または介護サービス費の支払いに必要な資金を他から借り受けることが困難であると認められること

④市税（国民健康保険税を含む）を完納していること

⑤連帯保証人1人をたてること（年齢25歳以上、同居の家族以外の関市民の方で債務を負担する能力があると認められる人）

### ◆貸付限度額

高額療養費等支給見込額の90%

以内の額（1000円未満の端数は切り捨て）

### ◆利子

無利子

### ◆申し込み時に必要なもの

▽保険証▽申請者の印鑑▽医療費または介護サービス費の請求書【限度額適用・標準負担額減額認定証】

### 定証】

外来・入院などの医療費の自己負担額が高額になる場合は、あらかじめ医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると1カ月に1医療機関に支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請などについては、各保険者（国民健康保険の場合は国保年金課、各種社会保険の場合は勤務先など）にお尋ねください。